# 災害援護資金貸付金の債権放棄に係る県の財政支援

作成年月日 令和5年1月19日 作成部局 総務部市町振興課

### 趣

阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金については、借受人の高齢化が進み、返済が生活 の負担となっていることから、最終解決に向けて債権放棄を行う必要が生じている。当該債権放棄 に係る負担については、他市町にはない財政需要が生じているため、県において、無利子貸付制 度を創設する。

#### 無利子貸付制度概要

- 〇対 象 市町の未償還債権の2/3相当額 ※ 貸付原資国負担相当分
- 〇貸付条件 無利子・20年償還(うち据置7年)以内

債権放棄額	(見込)】		(単位:百万円)
区分	金額	国返還分	県返還分
		/(2/3相当)\	(1/3相当)
尼崎市	104	69	35
明石市	24	16	8
西宮市	234	156	78
洲本市	7	5	2
芦屋市	79	53	26
伊丹市	32	21	11
宝塚市	68	\ 45 /	23
川西市	19	13 /	6
淡路市	70	\ 47 /	23
合 計	637	425	212

無利子貸付 上限額

## (参考) 災害援護資金貸付金の債権放棄(スキーム)

### 趣旨

- ・県が原資負担を行った1/3部分は、県議会の議決を得た上で、債権放棄
- ・国が原資負担を行った2/3部分は、県が各市町の希望に応じて、<u>市町財政等調整基金から無利子貸付</u>
- 市町は、償還財源を確保した上で、県に償還(最終的には国に償還)

#### 償還スキーム

